

服部事務所 だより

ご連絡先 : 〒683 - 0003 米子市皆生5 - 5 - 5

電話 : 0859-33-8594 FAX : 0859-33-8775

e - mail : hattori@sea.chukai.ne.jp

http://www.chukai.ne.jp/ hattori/

平成21年3月号



今年も開催決定！

最新の情報と労使関係の基本がわかる

服部事務所知っ得情報説明会

5月20日(水) 午後1時30分～3時30分

米子コンベンションセンター 第4会議室(5F)

1、労使紛争の防止 ポイントは労働契約の中身

労使紛争が多発し、今や年間100万件に上っている時代の中でも、紛争を未然に防ぐ、あるいは、紛争を早期に解決している企業があります。

もちろん、多くの企業では、労使関係は円滑だと思います。が、ことが起こってからどうしようということにならないように、考えておく必要があります。

そのためには、法律に合った形で、自分の会社に合った形で、労働者と契約を結ぶことです。

労働条件が曖昧であったり、入社時に言っていたことと実際が異なるなどということが、紛争のもとになっています。

就業規則、労働契約等のポイントについて、お話しします。

2、最近の是正勧告事例

変形労働時間制届・時間外労働休日労働届・残業代不払い等

3、最新の法改正情報をゲット

労働基準法が改正されました。

4、中小企業経営者・労働者の労災保険・健康保険・国民健康保険

「この場合、健康保険が使えるの?」「どうすればいい?」

5、H21年度労働保険年度更新・社会保険算定基礎届等連絡事項

今のところ、上記のような内容を考えています。ご要望があれば、何なりとおっしゃってください。お茶とケーキを用意してお待ちしております。

1月・2月の相談事例より

【労災】退職後でも労災認定申請は可能だろうか

【労働基準法】時間外や休日に働いてもらうことがあるが、
法律にかなうように手続きをしてほしい。

【退職】前の会社の書いた離職票が実際とは違う。退職日以後も
勤務したことになっている。もう新しい会社に勤めているのに。

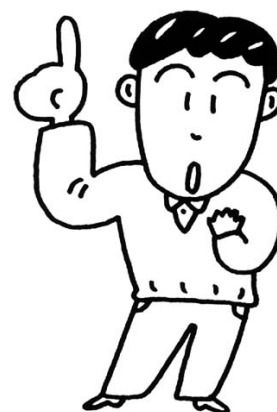
【賃金制度】年功序列型の賃金体系を見直したい

【助成金】仕事が減った。従業員を休業させたときに出る
中小企業向けの助成金を申請してほしい。

【健康保険・給付申請】健康保険の出産一時金・出産手当金・
傷病手当金・高額療養費の手続きをしてほしい

【雇用保険・給付申請】雇用保険の育児休業給付金の
手続きをしてほしい

【建設業許可】建設業許可の
専任技術者になることができるだろうか



平成21年3月から 介護保険料率が変わります

健康保険の介護保険料率が、今年3月分保険料(平成21年4月30日納付期限分)から、**1,000分の11.9**(これまでは1,000分の11.3)に改定となります。

これにより、健康保険に加入の40歳～64歳までの方の給料から控除される健康保険料が、下記の変更となります。ご注意ください。

(給料から控除される健康保険料)

介護保険に該当する人(40歳～64歳) **1,000分の46.95**

(内、介護保険料率は**1,000分の5.95**)

介護保険に該当しない人(上記以外の人) **1,000分の41** (変更なし)

社会保険関係委託事業主の方へ

社会保険関係を委託いただいている事業所につきましては、別途1人別の控除額のお知らせをお配りしますのでそちらをご参照ください。